

住民税の特別徴収に関する設定方法について

概要

スタッフエクспレスで、住民税の特別徴収を行う場合の各マスタの設定についてご案内します。

事前準備

住民税特別徴収額通知書が届きましたら、下記項目をご確認ください。

①、②

住民税決定通知書【見本】

平成26年度 特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得 給与収入	000	000	000	主たる給与	〇	非課税期間	月	日	年	月	日	年									
給与所得	000	000	000	以外の合算	〇	非課税期間	月	日	年	月	日	年									
その他の所得計	000	000	000	所得区分																	
				総所得金額③	000	000	000														
控除 雑損通算 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 寄付金	所得控除合計④	000	000	000	経路番号	分属長期譲渡	000	000	000	山林所得	000	000	000	株式等の譲渡	000	000	000	先物取引の譲渡	000	000	000
	(摘要)																				

特別区民税 税額扣除額⑤	000	000	000
税額控除額⑥	000	000	000
所得割額⑦	000	000	000
均等割額⑧	000	000	000
新居民税 税額控除額⑨	000	000	000
所得割額⑩	000	000	000
均等割額⑪	000	000	000
特別徴収税額⑫	000	000	000
控除不足額⑬	000	000	000
既充当額⑭	000	000	000
既納付額⑮	000	000	000
差引納付額⑯	000	000	000
変更前払税額⑰	000	000	000
増減額(Ⓐ)之差	000	000	000
変更月			

受給者番号	氏名	指定番号										
01234	エクスプレス 太郎	1234										
住居地	所	個人番号										
札幌市中央区〇〇2 - 1 - 1		5678										
※この通知書の記載事項が正しくなるよう注意し、また、市区町村に提出した申告書類の内容と一致するように確認してください。 なお、この通知書を受け取った日から起算して、「令和」改元となる「平成26年1月1日」となっております。この通知書の発行から受け取りの日までの間に、住所の変更などにより、世帯や家族構成に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。												
平成26年5月15日 中央区民局印												
納付期	6月分	000	000	9月分	000	000	12月分	000	000	3月分	000	000
	7月分	000	000	10月分	000	000	1月分	000	000	4月分	000	000
	8月分	000	000	11月分	000	000	2月分	000	000	5月分	000	000

※上図は見本ですので、市区町村によっては多少表示が異なる可能性があります。

- ① 指定番号（各市区町村から企業に割り当てられた番号）
② 個人番号（各市区町村から個人に割り当てられた番号）
③ 月毎の納付額

また、住民税 FB を利用する場合は、下記項目も必要となります。
詳細は、取引先の金融機関へお問い合わせください。

- ・ 依頼人コード（金融機関から企業に割り当てられた番号）

各マスタへ登録

住民税特別徴収を行う場合は、下記マスタへの登録が必要となります。

スタッフマスタ	個人番号、月毎の納付額
自治省マスタ	指定番号、取扱口座 NO(※)
取扱口座マスタ	依頼人コード(委託者コード)(※)

(※)住民税 FB を利用する場合のみ、必須となります。

【スタッフマスタ】

[税金]タブ-[住民税]タブに、必要な値を設定します。

Staff Express (人材ビジネス総合支援システム) - [スタッフマスタ 追加(2012/08/21 14:57:57, 000001) 更新(2017/07/28 15:14:48, 000001)]

営業(G) 受注(I) 配置(H) コンプライアンス(Q) 勤怠(N) 仮払(I) 賃金給与年調(I) 請求(S) 管理(D) マスタ(M) ツール(O) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

前の画面 次の画面 ナビ スタッフ スタッフ検索 得意先 組織 現場 受注入力 配置(日) 勤怠入力 賃金計算 請求計算 印刷

スタッフNO: 000002
 スタッフ氏名: エクスプレス太郎
 スタッフカナ: エクスプレス太郎
 写真
 所属部門: 支店A
 スタッフ区分1:
 スタッフ区分2:
 スタッフ区分3:
 スタッフ区分4:
 スタッフ区分5:
 検索対象区分: ☒ 対象 ☐ 対象外
 履歴期間: 2010/01/01~2087/12/31

概要 | 住所 | 詳細 | 経歴 | 健診 | 税金 | 支給 | 備考 | 社保 | 雇保 | 有休 | 単価 | 希望 | 実績 | ファイル | NEO |

所得税区分: 対象
 課税区分: 甲欄
 税額表: 月額
 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の回収状況
 年度: 2016 2017 2018 2019
 回収区分:
 扶養控除等 | 住民税住所 | 家族 | 住民税 |

住民税区分: (特別徴収) 7月から5月までの税額は同じ
 納付先: 011011 札幌市中央区
 提出先: 011011 札幌市中央区
 個人番号: 5678
 6月: 3,500 12月: 3,200
 7月: 3,200 1月: 3,200
 8月: 3,200 2月: 3,200
 9月: 3,200 3月: 3,200
 10月: 3,200 4月: 3,200
 11月: 3,200 5月: 3,200
 年税額: 38,700

ヘルプ 登録 ジャンプ 削除 履歴管理 前へ 次へ 履歴結合 画面クリア 検索終了 終了
 F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12

●スタッフマスタ項目

スタッフマスタ項目	
住民税区分	特別徴収のうち、「7月から5月までの税額は同じ」か「月別に指定する」のいずれかを選択します。通知書の月毎の納付額を確認し、入力します。
納付先	住民税の納付先となる自治省の、自治省 NO を入力します。 「▼」を押下すると、自治省マスタ検索が開きますので、対象の自治省を選択します
提出先	納付先を選択すると、自動で提出先が選択されます。 納付先と異なる場合は、改めて選択します。
個人番号	住民税特別徴収額通知書に記載してある個人番号を入力します。 ※指定番号と間違えないようにご注意ください。
月毎の納付額	月毎の納付額を入力します。 住民税区分が「7月から5月までの税額が同じ」場合は、6月、7月のみが 入力可能となります。 ※賃金の支給月で控除されます。 例: 6月 3,500円 → 6月支給の給与から控除されます。

FAQ

【自治省マスタ】

住民税特別徴収額通知書に記載してある指定番号と、FB 作成時に利用する取扱口座を設定します。

●自治省マスタ項目

自治省マスタ項目	
指定番号	住民税特別徴収額通知書に記載してある指定番号を入力します。 ※個人番号と間違えないようにご注意ください。
取扱口座 NO	住民税の納付時に利用する取扱口座の取扱口座 NO を入力します。 「▼」を押下すると、取扱口座マスタ検索が開きますので、対象の取扱口座を選択します (※)住民税 FB を利用する場合のみ、設定してください。

住民税特別徴収時に必要な設定は以上となります。

これ以降の設定は、住民税 FB を利用する場合のみ、行ってください。

【取扱口座マスタ】

[会社 CD]タブ-会社 CD(住民税)に、金融機関から割り当てられたコードを設定します。

Staff Express (人材ビジネス総合支援システム) - [取扱口座マスタ]

営業(G) 受注(U) 配置(H) コンプライアンス(Q) 勤怠(N) 仮払(I) 賃金給与年調(T) 請求(S) 管理(D) マスタ(M) ツール(O) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

前の画面 次の画面 ナビ スタッフ スタッフ検索 得意先 組織 現場 受注入力 配置(日) 勤怠入力 賃金計算 請求計算 印刷

取扱口座NO: 0001

口座名: 北海道 中央

銀行NO: 0116 ○○

支店NO: 107 中央

口座区分: ☐ 普通 ☒ 当座 口座番号: 1234567

名義人名: 株式会社スタッフエクスプレス

名義人カナ: カクシカクイヤスタッフエクスプレス

入出金区分: 入出金

会社CD | その他 |

会社CD(給与): 1234567890

会社CD(賞与): 1234567890

会社CD(総合): 1234567890

会社CD(住民税): 1234567890

取扱口座NO	口座名	銀行NO	銀行名	支店NO
0001	北海道 中央	0116	○○	107
0002	みずほ 神田駅前	0001	みずほ	009
0003	30070-000	0017	埼玉りそな	327

ヘルプ 登録 行削除 再表示 前へ 次へ 画面クリア コピー 終了

F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12

●取扱口座マスタ項目

自治省マスタ項目	
会社 CD(住民税)	金融機関から割り当てられたコードを入力します。



参考

FB を利用する場合は、事前に金融機関との手続きが必要となります。

